

児童館に関する運営方針

1 目的

本方針は、「江東区版・放課後子どもプラン」に示す、乳幼児子育て支援、中高生の居場所づくりや活動支援等のより一層の充実のため、児童館に関する運営方針を示すものとして、行財政改革計画に基づき平成25年2月26日に策定したものである。

策定からこれまでの間に、江東きっずクラブの全校展開による小学生の利用者減少や乳幼児親子の利用者増加等、児童館の利用者ニーズに大きな変化が生じたこと、また、平成30年10月に国の児童館ガイドラインの改正があったことから、本方針の一部見直しを行った。

今後も、社会の変化に適確に対応するため、必要が生じた場合は、新たな検討を加え、適宜、運営方針の見直しを行うこととする。

2 基本方針

児童館において乳幼児親子支援のニーズが高まっていることから、今後の児童館においては、乳幼児親子を対象とした子育て支援に重点的に取り組むとともに、国の児童館ガイドラインを踏まえて、地域の子育て支援拠点として児童館の多機能化を図る。

また、他の子育て支援施設等との連携、相互補完しながら、乳幼児から中・高校生世代まで切れ目のない支援を行う。

3 児童館運営について

(1) 乳幼児子育て支援

子ども家庭支援センターや保健相談所と連携し、プログラムや講座、子育て情報、相談等の充実を図り、切れ目のない子育て支援サービスの提供に取り組む。

また、増加する利用者ニーズに対応するため、新たに指定管理者制度を導入する児童館において、一時預かり保育を検討する。

(2) 小学生支援

江東きっずクラブの機能を補完しつつ、児童の需要を的確に把

握し、スポーツ活動や主体的に参加する取り組みなど、高学年児童のニーズに応じたプログラムを充実する。

(3) 中高生支援

学習や飲食スペース、スポーツ活動ができる場所の提供や開館時間の延長等、中高生のニーズを踏まえた利用しやすい環境づくりを進める。

また、青少年交流プラザや近隣の中学、高校等との連携を図るとともに、中高生への積極的なPRを通して切れ目のない継続的な利用につなげていく。

(4) その他支援・関係機関との連携

悩みや課題を抱えるこどもに対しては、関係機関との連携により適切な支援を行う。

また、乳幼児子育て支援やこどもたちとの交流など、異世代や異年齢で交流する機会を提供するとともに、地域ボランティアの活用等、地域の子育て力を高める取り組みを進める。

4 今後の児童館の方向性について

(1) 指定管理者制度の導入

行財政改革計画に示されている取組方針に基づき、指定管理者制度の導入を計画的に進め、新規指定管理者制度の導入にあたっては、区民サービスの向上に向けて、開館時間の延長など子育て支援サービスの拡充に努める。

また、子ども家庭支援センター未整備地域または特にニーズの高い地域等において、一時保育サービスの実施を検討する。

(2) 適正配置について

- ① 新たな子ども家庭支援センターの整備に合わせ、乳幼児支援機能が重複することとなる近隣の児童館は、廃止を検討する。
- ② 上記①以外の地域について、児童人口が減少傾向の地域においては、利用者推移を注視しつつ、児童館の存続について検討していく。一方で、児童人口が増加傾向で一定数の利用が見込める児童館は、今後も区民ニーズに対して役割を果たしていく。

平成25年 2月26日 策定
令和 3年 2月 3日 改定